



2024.11.1 東海大学付属静岡翔洋高等学校・中部部 保健室

11月7日は立冬です。そろそろ冬支度を始める時期となりました。寒くなってくると特に水を使う手洗いや歯磨きなどは、早く終わらせようという加減になってしまいがちですが、そういうときこそ意識して丁寧に。冬服や暖房器具を準備するだけでなく、健康への意識も冬用に切り替えていきましょう。

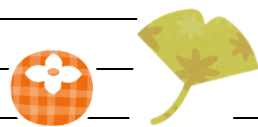
感染症特集 ①これって出席停止？

1. 出席停止になる感染症とは？

学校保健安全法において、「学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準」が定められています。分類には第1種～第3種まであり、それぞれ出席停止期間が異なります。感染が発生しやすい第2種・第3種について詳しくみていきましょう。

※学校でみられやすい感染症

分類	種類	出席停止の期間
第1種	※下記参照 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱・痘瘡・南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ病、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9) 上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物資製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 (溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など)	★条件によっては出席停止の措置が考えられる ※必ずしも出席停止になる感染症ではない ※学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば学校長が学校医に意見を聞き、第3種の感染症として、緊急的に措置をとることができるものとして定められている



2. ポイントを押さえておこう

チェック



- 第2種ではインフルエンザや新型コロナがよくみられる
- 第3種では「その他の感染症」に分類される感染症がよくみられる
ただし、「その他の感染症」は必ずしも出席停止になるわけではない(重要)
全身状態の悪化や学校で流行している場合は必要に応じて出席停止になることもある
- 静岡市では、第3種の「その他の感染症」の「溶連菌感染症」は基本的に出席停止にはならないことになっていて、医療機関にもそう通達されている
- 第3種の「その他の感染症」の「感染性胃腸炎」は、ウイルス性(たとえばノロウイルスなど)は該当するけど、細菌性はいわゆるお腹の風邪なので基本的に該当しない

3. 「出席停止用紙」の提出が必要です

【主な流れ】

体調不良で病院受診 → 検査で診断確定 → その後は感染症により異なる、以下参照

1) インフルエンザ・新型コロナの場合

所定の期間休養、出席停止用紙に保護者が検温記入 → 登校

2) 上記以外の感染症の場合

所定の期間または医者指示の期間休養 → 回復後再受診し、出席停止用紙の「登校許可証明書」欄を医師に記入してもらう → 登校

- ★登校したら担任に出席停止用紙を必ず提出してください ※提出しないと欠席扱いになります
- ★出席停止用紙は学校ホームページからダウンロード可

【インフルエンザ・新型コロナ用】

【インフルエンザ・新型コロナ以外の感染症用】

新型コロナウイルス・インフルエンザによる出席停止用紙

東海大学付属静岡翔洋高等学校・中部部
校長 村上 英治

前欄による記入は不要です。保護者が記入し、出席停止期間終了後、登校した際に学校へ提出してください。

(保護者記入) 新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書

- 症状出現日：令和 年 月 日 (発症0日)
診断日(最終判明日)：令和 年 月 日
医療機関名： _____
- ◆新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、学校保健安全法施行規則第19条第2項により、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快し、かつ、発熱が治癒した後2日を経過するまで」となっています。
①発症した日を0日として、そこから6日間(計7日間)は登校できません。
②症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指し、症状が軽快した日を0日として2日を経過する必要があります。
③無症状の感染者に対する期間は、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。
 - ◆季節性インフルエンザの出席停止期間は、学校保健安全法施行規則第19条第2項により、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっています。
①発症した日を0日として、そこから6日間(計7日間)は登校できません。
②平熱となった日を解熱の日とし、平熱で過ごせる日を2日間経過する必要があります。
- ※出席停止期間を経過した後、医療機関を再度受診する必要はありません。ただし、気になる症状などがある場合は、再度からやつて医師へ受診してください。
※1回受診したかだけでなく、1週間程度経過しているかを基準に日数を数えてください。

経過日数	月日	午前 測定時刻：体温	午後 測定時刻：体温
0日目 (発症日)	月 日	時 分： 度	時 分： 度
1日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度
2日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度
3日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度
4日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度
5日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度
6日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度
7日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度
8日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度

- ※提出前にチェック(シ点)をしてください。
以下の条件を満たさなければ、登校することができません。
- 発熱6日目を経過している。
 - 新型コロナウイルス感染症 → 症状が軽快1日を経過している。(無症状の場合は除く)
 - 季節性インフルエンザ → 解熱後2日を経過している。
- 上記のとおり、出席停止期間を経過したので登校させます。

保護者氏名 _____

コピー可

保護者 様 _____ 年 月 日

年 組 番 氏名 _____ 東海大学付属静岡翔洋高等学校・中部部
校長 村上 英治

感染症による出席停止用紙

お子様は、下記の疾病(○印)にかかっているか、またはその疑いがあります。
つきましては、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止をしてください。
なお、病状が治まりました、下の登校(○)許可証明欄に医師に記入してもらい、学校担任へご提出ください。
※インフルエンザと新型コロナウイルスの場合は「新型コロナウイルス・インフルエンザによる出席停止用紙」を使用

種	○印	感 染 症 名	出席停止の期間の基準 (ただし、疾病により医師が感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない)
1		病名()	治療するまで。
		インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで。
		新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
		百日咳	特有の咳(せき)が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
2		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
		風しん	発しんが消失するまで。
		水痘(水疱瘡)	すべての発しんが痂皮化するまで。
		咽頭扁桃炎	主要症状が消失した後2日を経過するまで。
		結核	症状により医師が感染のおそれがないと認めるとき。
		髄膜炎・細菌性髄膜炎	症状により医師が感染のおそれがないと認めるとき。
		コレラ	
3		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		その他の感染症()	

※学校保健安全法第19条には、「校長は、感染が広がっており、かつ、その疑いがある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」と定められています。

登校許可(○) 許可証明欄

学校(園)長様 _____ 年 組 番 氏名 _____ (保護者記入)

- 1 病名を記入または、○で囲んでください。
- | | |
|-----|--|
| 第一種 | 病名() |
| 第二種 | インフルエンザ 新型コロナウイルス 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭扁桃炎 結核 |
| 第三種 | コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症() |

2 停止期間 月 日から 月 日まで

上記の者の病状は感染のおそれなくなりましたので、登校(○)しても差し支えないものと認めます。

年 月 日 医師名 _____

次号は「感染症特集②インフルエンザ」です